

一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構 個人情報保護規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下「機構」という。）が保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、事業の適性かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、機構の従業者に対して適用する。

2 理事長は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「情報保護法」という。）及びこの規程についての実施の徹底及び従業者の教育を図るため、個人情報の保護に関する基本方針を定める。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別符号が含まれるものをいう（情報保護法第2条第1項）。
- (2) 要配慮個人情報：本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして情報保護法施行令で定める記述等が含まれる個人情報をいう（情報保護法第2条第3項）。
- (3) 本人：個人情報によって識別される特定の個人をいう（情報保護法第2条第4項）。
- (4) 個人情報データベース等：個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう（情報保護法第16条第1項）。
 - ① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成した もの
 - ② 特定の個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (5) 個人情報取扱事業者：個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう（情報保護法第16条第2項）。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人を除く。
- (6) 個人データ：個人情報データベース等を構成する個人情報をいう（情報保護法第16条第3項）。
- (7) 保有個人データ：個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停

止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして情報保護法施行令（平成15年政令第507号）で定めるもの以外のものをいう（情報保護法第16条第4項）。

- （8）個人情報保護マネジメントシステム：機構が保有する個人情報を保護するための組織、権限、方針、取扱ルール及び計画、実施、監査、見直し等のマネジメントシステムをいう。
- （9）個人情報管理責任者：理事長から任命された者であって、個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者をいう。
- （10）個人情報監査責任者：理事長から任命された者であって、公平かつ客観的な立場で、監査の実施及び報告を行う権限を有する者をいう。
- （11）従業者：機構の組織内にあって、直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある職員（正規職員、契約職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員等）のみならず、役員、派遣社員等も含まれる。
- （12）提供：個人データを利用可能な状態に置くことをいう。

（公表の方法）

第4条 情報保護法第21条及び第32条並びにこの規程に基づく公表その他機構の個人情報保護の取扱いに関する事項の公表は、機構のホームページに掲載する方法による。

第2章 個人情報の取得

（適正な取得）

第5条 個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

（個人情報の取得の原則）

第6条 個人情報の取得は、機構が行う事業の範囲内に限り、かつ、あらかじめ利用目的を特定し、その目的の達成に必要な限度において行うものとする。

（要配慮個人情報の取得の禁止）

第7条 要配慮個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、法令に基づいて取得する場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等情報保護法第20条第2項各号に掲げられている場合はこの限りではない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第8条 個人情報を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

- （1）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利等を害するおそれがある場合

- (2) この法人の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(直接本人から書面等により取得する場合)

第9条 本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記載された本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要な場合及び前条各号に掲げる場合は、この限りではない。

(本人以外から間接的に個人情報を取得する場合)

第10条 本人以外から間接的に個人情報を取得する場合（公開情報から取得する場合も含む。）には、その利用目的等について本人に対し通知し、または公表しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

- (1) 本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 情報処理を委託するなどのために個人情報の取扱いを預託されている場合
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれがない場合

第3章 個人情報の利用及び第三者提供

(利用目的による制限)

第11条 機構は、個人情報を取得するときは、本人にその利用の目的を明示し、又は公表するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。

2 機構は、個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的をできる限り特定するものとする。

3 機構は、あらかじめ本人の同意を得ないで、機構が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合については、この限りではない。

- (1) 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者の事業を承継することに伴って個人情報を取得し、当該承継前の目的達成に必要な範囲内で利用する場合
- (2) 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

- (5) 機構が国の機関又は地方公共団体から委託を受け、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(利用目的の変更)

第12条 機構は、従前の目的と比較して相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて、利用目的の変更を行ってはならない。

- 2 利用目的を変更した場合には、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表しなければならない。

(第三者提供の制限)

第13条 個人データは、あらかじめ本人の同意を得ないで、第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合については、この限りではない。

- (1) 第三者に該当しない場合

利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合等

- (2) 法令に基づいて個人情報を取扱う場合

- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- (5) 機構が国の機関又は地方公共団体から委託を受け、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

- (6) 要配慮個人情報を除き、情報保護法第27条第2項に定めるところにより個人データを第三者に提供できる場合（以下「オプトアウト」という。）

(個人データに該当しない個人情報の第三者提供)

第14条 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データに該当しない個人情報を第三者に提供しないものとする。ただし、必要性がある場合には、理事長が定める手続を経て、事前に個人情報管理責任者の書面による了承を得た上で行うものとする。

(共同利用)

第15条 個人データを特定の者との間で共同で利用しようとする場合には、次の各号に定める事項をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、共同利用する特定の者に対しても同様の措置を講じさせなければならない。

- (1) 個人データを特定の者との間で共同して利用する旨

- (2) 共同して利用される個人データの項目

- (3) 共同して利用する者の範囲
- (4) 利用するものの利用目的
- (5) 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

(オプトアウト)

第16条 あらかじめ本人の同意なく、個人データを第三者に提供する場合には、次の各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- (5) 本人の求めを受け付ける方法

第4章 個人データの管理

(データ内容の正確性の確保等)

第17条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(データの安全管理措置)

第18条 個人情報管理責任者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、改ざん、毀損、不正アクセスの防止その他の個人データの安全管理のために、適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講ずるものとする。

(委託先の監督)

第19条 個人情報管理責任者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、理事長の定める手続に従い、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 委託を受けた者における個人データの安全管理の確保を図るため、理事長は、業務委託契約書に盛り込む書式例を定めるものとする。

第5章 保有個人データに関する事項の公表等

(保有個人データに関する事項の本人への周知)

第20条 個人情報管理責任者は、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて、遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければなら

らない。

- (1) 機構の名称及び代表者の氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（取得に際して通知等の例外に当たる場合を除く。）
- (3) 保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止又は消去、保有個人データの第三者への提供の停止の手続き（書式例を含む。）及び保有個人データの利用目的の通知方法並びに保有個人データの開示に係る手数料
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情及び問い合わせの申出先

（保有個人データの開示）

第21条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、所定の本人確認手続を経た上で、書面の交付（開示を求めた本人が請求した方法があるときはその方法）により、遅滞なく、本人に当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) この法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（保有個人データの訂正等）

第22条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（利用停止等）

第23条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが目的外利用されているとき、偽りその他不正の手段により個人情報取得されているとき又は本人の同意無く要配慮個人情報取得されたときに該当するとして当該保有個人データの利用の停止又は消去の請求がなされた場合であって、その請求に理由があることが判明した場合は、違反を是正するのに必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、

利用停止に多額の費用を要する場合その他利用停止が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 2 本人から、当該本人が識別される保有個人データが違法に第三者提供されているとして当該保有個人データの第三者への提供の停止請求がなされた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者提供の停止が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
- 3 第2項に定める保有個人データの全部又は一部について利用停止・第三者提供停止を行った場合又は行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの利用目的の通知)

第24条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、通知しないことができる。

- (1) 保有個人データを本人の知り得る状態に置いていることにより保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (3) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当法人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
 - (4) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(理由の説明)

第25条 個人情報管理責任者は、情報保護法第32条第3項、第33条第3項、第34条第3項又は第35条第7項の規定により、本人から求められ、または請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第26条 本人が、保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止又は消去、保有個人データの第三者への提供の停止の求めをこの法人に対して行う場合には、理事長が定める開示等に関する申請手続によるものとする。

- 2 情報保護法第 38 条第 2 項の手数料の額は、前項により理事長が定める申請手続において定める。

第 6 章 組織及び体制

(安全管理体制の構築)

第 27 条 理事長は、個人情報の安全管理のための組織体制を定める。その権限及び責任は、この規程その他個人情報に関する規程の定めるところによるものとする。

(個人情報保護・情報セキュリティ委員会)

第 28 条 理事長は、個人情報の保護及び情報セキュリティの確保の点検・管理及び改善措置の検討を行うため、機構内に個人情報保護・情報セキュリティ委員会を設置し、年 2 回開催する。

- 2 個人データの漏えい事故に関する改善方策の検討等特に必要な場合には、専門部会を設けることができる。
- 3 個人情報保護・情報セキュリティ委員会の委員は、理事長が定める。

(個人情報管理責任者等)

第 29 条 理事長は、役員またはこれに準ずる者で機構の経営に関与する者の中から個人情報管理責任者を任命し、個人情報保護の関する措置の実施及び運用の業務を担当させるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報法及びこの規程に定めるところに従い、個人情報法及びこの規程により形成される個人情報保護マネジメントシステム、従業員の監督、危機管理に関する事項等についての業務を行うものとする。
- 3 個人情報管理責任者は、前 2 項のため必要があるときは、理事長の承認を得て、個人情報管理担当者を定め、その業務を分担させることができる。
- 4 理事長は、個人情報保護の確立のため不可欠となる情報セキュリティの確立のため、情報セキュリティ管理責任者を定める。
- 5 情報セキュリティ管理責任者は、個人情報管理責任者又は個人情報管理担当者が兼務することができる。

(執務室内の安全確保措置)

第 30 条 個人情報管理責任者は、電子データによるか紙ベースによるかを問わず、個人データについて安全確保を図るため、機構の執務室内における保存・管理措置を行うものとする。

- 2 前項の執務室内における保存・管理措置には、キャビネ、事務用机、金庫等の鍵の管理、パソコンのモニター画面の設置位置の調整、仕切りの設置等を含むものとする。

（従業員の監督）

第 31 条 個人情報管理責任者は、従業員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データについて安全管理が図られるよう、従業員に対し、継続的かつ定期的に個人情報に関する教育研修を行うものとする。

（個人情報監査責任者）

第 32 条 理事長は、個人情報の安全管理に関する監査の責任者として、個人情報監査責任者を任命し、この法人における個人情報の取扱いが、個人情報保護マネジメントシステムに従い適切に行われているかにつき、監査を実施させるものとする。

2 理事長は、機構の個人情報の安全管理に関する監査の基本方針を策定する。

（監査の実施）

第 33 条 個人情報監査責任者は、機構の定める個人情報保護マネジメントシステムが情報保護法等の法令の定めるところと合致していること及び個人情報保護マネジメントシステムが適切に実施されていることを、定期的に監査する。

2 個人情報監査責任者は、監査を実施したときは、監査報告書を作成し、理事長に報告するものとする。

3 監査報告書は、3 年間保存するものとする。

（従業員の責務）

第 34 条 従業員は、機構の事業に従事するに当たり、情報保護法、この規程、理事長の定める実施要領、その他個人情報に関する規程を遵守しなければならない。

（報告義務）

第 35 条 従業員は、情報保護法、この規程、その他個人情報に関する規程に違反するおそれ又は違反する事実を知ったときは、速やかにその旨を個人情報管理責任者に報告しなければならない。

（危機管理対応）

第 36 条 万一個人情報の漏えい等の事故が発生した場合、情報保護法、この規程、その他個人情報に関する規程に違反する事実が生じた場合の従業員の行う作業手順、対応方法等を明らかにするため、理事長は危機管理マニュアルを策定するものとする。

2 個人情報の漏えい等もしくは個人情報法及びこの規程に違反する事実が発生し又は発生する差し迫った危険がある場合にあっては、個人情報管理責任者は、速やかに事実関係を調査し、漏えい等の対象となった本人に対する対応を行うとともに、被害拡大防止のための措置を講じなければならない。

（苦情及び相談）

第 37 条 本人からの個人情報の取扱いに関する苦情及び相談は、理事長が対応窓口を定め、こ

れに対応させるものとする。

- 2 前項の対応窓口における相談についての運営責任者は、個人情報管理責任者とし、機構のホームページにおいて公表する。

(処分)

第 38 条 理事長は、故意又は過失により情報保護法、この規程、その他個人情報に関する規定に違反した従業者に対しては、就業規則、契約等により適切な処分を行うものとする。

第 7 章 補則

(補則)

第 39 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。